

熊本市上下水道局タブレット端末賃貸借仕様書

1 目的

上下水道事業において、Web 会議を行うために必要なタブレット端末及び通信回線サービスを調達することを目的とする。

2 履行期間

令和5年（2023年）7月3日から令和8年（2026年）6月30日まで

3 履行場所

熊本市中央区水前寺6丁目2番45号

4 タブレット端末及び通信回線サービスの仕様等

(1) タブレット端末

以下の仕様を満たすタブレット端末を履行期間において提供すること。

台数 : 16台
機種 : iPad 第9世代（同等以上） Wi-Fi + Cellular モデル
通信機能 : Wi-Fi 及び4GLTE 利用可能
CPU : Apple A13（同等以上）
容量 : 64GB以上
ディスプレイ : 10.2インチ以上
付属品 : lightning コネクタ
(Lightning ケーブル、左記ケーブルに対応した電源アダプタ)

台数 : 3台
機種 : iPad mini 第6世代（同等以上） Wi-Fi + Cellular モデル
通信機能 : Wi-Fi 及び4GLTE 利用可能
CPU : Apple A15（同等以上）
容量 : 64GB以上
ディスプレイ : 8.3インチ以上
付属品 : lightning コネクタ
(USB-C ケーブル、左記ケーブルに対応した電源アダプタ)

なお、タブレット端末は新品中古を問わないものとする。また、契約期間満了後に利用した端末を返却する。

(2) 通信回線サービス

以下の仕様を満たすデータ通信回線19回線を提供すること。

- ア (1)に記載のタブレット端末で利用可能な4G LTE 通信方式であること。
イ 1ヶ月あたり、1台につき20GB以上のデータ通信量の回線が使用できること。
ウ イに記載のデータ通信量を超えた場合も、下り最大128kbps程度の速度にて通信できること。
エ データ通信に係る月額利用料は、通信の時間及びデータ量に係わらず定額であること。
オ 以下のMDM（モバイル携帯管理）サービスを付帯すること。
- ・ 提供するタブレット端末はADE登録端末とすること。
 - ・ 遠隔から対象端末のロックが可能であること。
 - ・ 遠隔から対象端末の初期化(又はデータ消去)が可能であること。
 - ・ デバイスの位置情報の検知が可能であること。
 - ・ アプリケーションの利用制限の設定が可能であること。
 - ・ デバイス管理(パスワードポリシー、wifi 設定、他機器との接続制限)が可能であること。

5 保守

- (1) タブレット端末及び通信回線サービスに関する問い合わせ及び回線停止を行えるヘルプデスクサービスを用意すること。受付時間は、概ね9時から18時までの9時間以上とし、休日（熊本市の休日及び期限の特例を定める条例（平成元年条例第32号）第1条に規定する市の休日をいう。）を除くものとする。また、ヘルプデスクでは、エンドユーザからの問い合わせも受け付ける

ものとする。

- (2) タブレット端末故障時の対応は速やかに行うものとする。端末保守オプションにより、故障・紛失時には無償で代替品と交換を行うこと。(紛失時の無償交換は1台につき半年に1回とする。)
- (3) 初期不良による不具合が発生した機器については、代替品と交換すること。
- (4) 使用者の故意、重過失による故障の際は、双方の協議により対応を決定する。
- (5) 履行期間中に故障が発生した場合、本市と連携を密にし、原則48時間以内に対応を行うこと。

6 その他

- (1) 通信実績の通知
端末ごとに契約通信回線を利用した毎月の通信パケット量を通知すること。(Webサイト等での閲覧でも可)
- (2) 請求及び支払い方法
請求は、全回線分を一括とし、本市に対し全回線の総額がわかる請求書を送付すること。また、その請求書に通信料金とタブレット端末代金の内訳を記載すること。
支払い方法は納付書または口座振替による毎月払いとし、毎月発生する利用料金を利用した翌月に精算するものとする。
- (3) 情報セキュリティ
本市情報セキュリティポリシーを遵守すること。
- (4) 端末の返却
端末返却時は、上下水道局職員にて、OS等からアクセス可能な全てのストレージ領域をデータ消去装置又はデータ消去ソフトウェアによる上書き消去を行うものとする。

7 疑義事項

本仕様書に定める内容に疑義が生じた場合は、双方協議のうえ決定する。